

## デキストラン鉄注射剤

## アイアン200

## 【本質の説明又は製造方法】

本剤は、デキストラン鉄を有効成分とする注射用鉄分補給剤です。

## 【成分及び分量】

本品 100 mL中

有効成分	含量
デキストラン鉄 (鉄として)	100 mL (20.0 g)

## 【効能又は効果】

鉄欠乏による下記疾病の予防と治療

- 牛：貧血
- 羊：貧血
- 豚：子豚の鉄欠乏性貧血
- 犬：貧血

## 【用法及び用量】

鉄として下記1日量を筋肉内注射する。

- 牛：1頭当たり体重に応じて400～1000 mg(本品として2～5 mL)を連日ないし隔日に投与する。
- 羊：1頭当たり体重に応じて100～200 mg(本品として0.5～1 mL)を投与する。
- 豚：子豚に1頭当たり100～200 mg(本品として0.5～1 mL)を1回ないし数日ごとに投与する。
- 犬：体重1 kg当たり2～10 mg(本品として0.01～0.05 mL)を投与する。

なお、症状及び畜種に応じて適宜増減する。

## 【使用上の注意】

## (基本的事項)

## 1. 守らなければならないこと

## (一般的注意)

- 本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤は、筋肉内注射のみに使用すること。
- 本剤は、獣医師の指導の下で使用すること。

## (対象動物に関する注意)

- 対象動物に元気減退、発熱、異常呼吸音、下痢、重度の皮膚疾患等の臨床異常が認められる場合は、健康状態及び体質等を考慮し、投与の適否の判断を慎重に行うこと。
- 本剤投与後、注射部位が錆色に着色することがあるので、食用としての出荷直前は投与しないこと。

## (取扱い及び廃棄のための注意)

- 使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- 注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと(ガス滅菌によるものは除く。)。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

## (使用者に対する注意)

- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- 本剤が誤って、眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水洗い又はうがいを行い、医師の診察を受けること。
- 本剤が皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること。

## (対象動物に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- 豚で、鉄剤を生後3ヵ月以降に投与した場合、注射部位に変色が見られたとの文献情報がある。

## (取扱い上の注意)

- 本剤は他の薬剤との混合使用をしないこと。

## (専門的事項)

## 副作用

- デキストラン鉄製剤は、子豚への投与でまれにショック・痙攣が起ることの報告がある。
- 注射部位に腫脹・硬結等が認められることがある。

## 【薬理学的情報等】

## (薬効薬理)

- 筋肉内に投与されたデキストラン鉄は局所のリンパ管から吸収され、胸管から流血中に移行して各組織内にフェリチン等として貯蔵され、その後徐々にトランスフェリンとして必要とする組織に移行して利用される。
- 本剤について鉄として10 mg/kgを子豚に筋肉内注射した時、最大血中濃度到達時間( $t_{max}$ )は12時間、最大血中濃度( $C_{max}$ )は1802  $\mu\text{g/mL}$ 、血中濃度-時間曲線下面積( $AUC_{96}$ )は73639  $\mu\text{g}\cdot\text{hr/mL}$ となった。

## 【包装】

100 mL × 5バイアル

## 【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北一丁目11番5号  
TEL 03-3264-7559

製造販売業者

 共立製薬株式会社  
東京都千代田区九段南 1-6-5

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。